

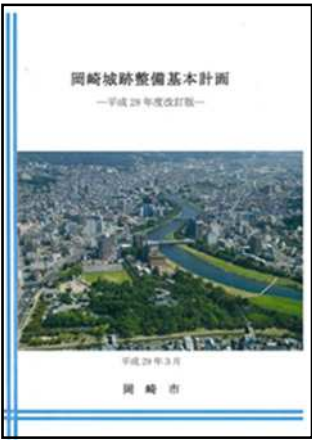
I. 上位計画 岡崎城跡整備基本計画―平成28年度改訂版

（1）目 的

- ・ 史跡を未来へ確実に保存し、本質的価値を顕在化させる。
- ・ 城下町である市街地へつなげ、流れ（ストーリー）のある総構えの整備・活用をする。

（2）現状変更等の取扱いの方針及び基準

- ・ A-1 地区（本丸、持仏堂曲輪、清海堀、風呂谷曲輪、坂谷曲輪の一部）
剪定、伐採は、遺構の保全、歴史的眺望の確保、史跡の価値向上のため実施し、植栽管理計画による維持管理を行う。植樹は最小限に留める。
- ・ A-2 地区（二の丸、東曲輪、隠居曲輪、菅生曲輪、坂谷曲輪及び総構えの一部）
剪定、伐採、植樹は遺構の保全、歴史的眺望の確保、史跡の価値向上のため実施し、植栽管理計画による維持管理を行う。



II. 上位計画 岡崎城跡(岡崎公園)植栽管理計画 令和元年度策定

（1）目 的

本計画は、石垣などの遺構の保全に努め、城跡としての本質的価値を高めると同時に、岡崎城への眺望を確保し歴史的景観を保全するために、基本計画等を踏まえ、曲輪内を植栽の特徴や機能別にさらに細分化して植栽管理計画を作成するものである。

（2）植栽管理方針

- ① 各曲輪景観、近世の絵図等を考慮し歴史的景観の向上を図る。
- ② 石垣を損傷する樹木は伐採除去する。
- ③ 土塁の保全については、状態を見ながら、その樹木の持つ景観的価値を考慮して、必要に応じ慎重な検討を行う。
- ④ 天守への見通しや石垣などへの景観を阻害する樹木については適切な管理を行う。
- ⑤ 歴史的景観にふさわしくないとされる外来種樹木は除去を原則とする。
- ⑥ 公園内の安全確保のため枯損樹木は速やかに撤去する。また、風致地区指定範囲であることから、樹木の状態、特性に応じた管理を行い、緑を確保する。
- ⑦ 春の桜や秋の紅葉など、市内外の多くの人から親しまれており、今後とも季節の豊かさを感じ味わうことができるように適切な保護・育成管理を行う。特に、花見の名所にふさわしい公園として桜の連続性、花の量などを維持するために、注意深く見守りながら、適切な管理を行う。



平成 8 年（1996）4 月撮影



令和 7 年（2025）4 月撮影

III. 岡崎城跡(岡崎城公園)植栽管理計画 サクラ管理編

1 目 的

岡崎城跡（岡崎城公園）植栽管理計画を策定して 5 年経過したが、当初想定したようなサクラの樹勢回復や更新等が進まない現状がある中で、衰退したサクラについて市民や議会から改善の要望が多く寄せられている。これを受けて、岡崎市は令和 6 年に岡崎城公園周辺のサクラ再生を目的とした「桜花咲プロジェクト」を開始した。

本計画は、岡崎城跡（岡崎城公園）植栽管理計画に基づき、サクラ更新等を行うために、史跡としての適切な保存管理を前提とするものである。さらに、岡崎城跡を文化財・公園・観光の各側面から地域の共有財産として有効に活用することを目的とし、岡崎城跡（岡崎城公園）のサクラ管理計画を定めるものとする。

2. 現在の課題

岡崎城公園周辺のサクラは、市民や企業の支援を受けて植樹され、長年親しまれてきた。しかし、戦後数次にわたり植栽されたサクラは、有効な維持管理がなされないまま高齢化が進行している。管理者側は、この状況について危機意識を持ちながらも、新たな植樹の可否判断について、植栽管理計画は策定したものの各論での協議が進展しなかったため、衰退の速度が加速している。恒常的に岡崎城跡（岡崎城公園）の適切な管理を前提とし、都市公園や観光資源としての価値を維持するための対策を検討・実施する必要性が高まっている。

岡崎城公園に隣接した伊賀川及び乙川のサクラについても同様に衰退しているが、河川区域に存在するサクラもあるため河川管理者と課題を共有し、樹勢回復に努める

3. サクラ管理の基本方針と管理の基準

	基本方針	管 理 の 基 準
1	岡崎城跡としての歴史的な景観形成	・ 岡崎城跡内は可能な限り城郭構造を把握するため、見通しの確保に努める。 ・ 史跡としての本質的な価値を損なう樹木(例：石垣や土塁を損傷する樹木、倒木によって遺構を損傷する恐れのある樹木)、本質的な景観を阻害する樹木（例：高木化し過ぎた樹木）は伐採や枝払いを促進する。
2	都市公園(歴史公園)としての機能の維持・向上	・ 現状保存的な管理を基本とするが、サクラの適切な世代交代を促進し、旺盛な樹勢の管理に努める。公園利用に際して安全・防災上危険性のある樹木は伐採する。 ・ 史跡として遺構への影響や景観への著しい影響がないと判断される場合、緑陰の確保を目的として、サクラの新植を認める。
3	観光資源(日本さくら名所100選)としての価値の維持・向上	・ 現状保存的な管理を基本とするが、サクラの適切な世代交代を促進し、旺盛な樹勢の管理に努める。 ・ 史跡として遺構への影響や景観への著しい影響がないと判断される場合、サクラの新植を認める。

4. サクラ管理の具体的な指針

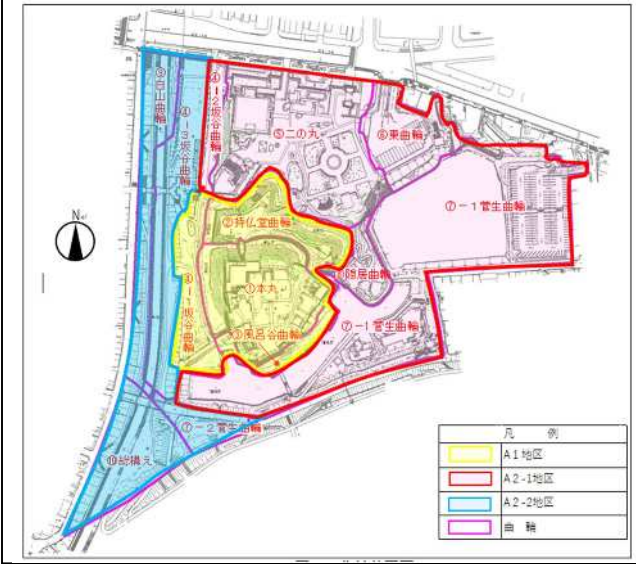
サクラ管理の具体的な指針を以下に示す。なお、先進地で実施されている管理手法も適宜導入を検討する。

管理の具体的な指針		
1	日常管理	・ 伸ばしたい枝を残し、不要な枝は剪定する。城郭景観を阻害しないように、横へ成長させる。 ・ テングス病などにかかった枝は付け根で切除し切口から腐食菌の進入を防止する措置をとる。 ・ サクラの枯死に繋がる害虫が確認された場合は速やかに捕殺等を実施する。 ・ 不定根（根以外の部分、幹から二次的に発生する根）を太らせ地面まで誘導することも検討する。

2	土壌環境 の改善	・踏み固めへの対応は、史跡への影響がない場所について、深さ 15～50 cm程度に地面を掘り起こし、腐葉土等の肥料を混ぜて軽く埋戻す。 ・史跡への影響がある場合は、掘り起しは行わず、盛土による対応とする。また、ほぐした土は再び締固めされないように立入制限を行う。
3	伐採や枝払いによる整理	伐採や枝払いによる整理の対象は、①現状で石垣を損傷する恐れのあるもの、その危険性を持つもの。②石垣修理など整備工事に支障をきたすもの。③高木化し城の景観を損ねるもの。④枯死や腐朽の進んだサクラ。⑤密植となっている場合は間引きを実施⑥予期しない災害等で破損したもの。
4	新植の方法 ア場所の 限定	・植栽管理計画で規定したエリアごとの方針に従い、新植場所の選定を行う。 ・新植する場所は、史跡としての本質的価値を構成する石垣などの遺構や地下遺構への影響、景観への著しい影響がないと判断される場合に限定する。 ・遺構面や盛土の状況などを確認するために試掘を実施し、新植の可否を文化財部局に諮問し、可と判断された場合のみ新植を行うものとする。 ・新たに植樹する場合は、石垣の栗石の背後より 2 m以内には植栽を行わず、2m～3m以内の範囲で行う場合には防根シートを設置するなど、将来にわたって樹木の根が石垣に悪影響を及ぼさないよう措置を講ずる。また、幹間隔は 8m～10m 以上を目安とする。
	新植の方法 イ樹種	・岡崎城跡内のサクラは、ほぼ全てソメイヨシノが占めており、それらが一斉に咲くことが、岡崎城跡のサクラの名所としての特色となっている。しかし、ソメイヨシノはテングス病に罹患しやすいため、ソメイヨシノの代替樹種としてジンダイアケボノを基本とし、在来種であるエドヒガンの導入も検討する。

5. 曲輪別のサクラの管理整備計画

・地区分け
A1 地区、A2-1 地区、A2-2 地区に区分する。
新規植栽は A2-1 地区のみとする。
A-1 地区は本丸を中心に史跡の価値を確実に保存する地区であるため枯損以外は植栽しない。
A2-2 地区は河川区域に位置しているため枯損による場合でも新たに桜を植樹することは困難な状況である。



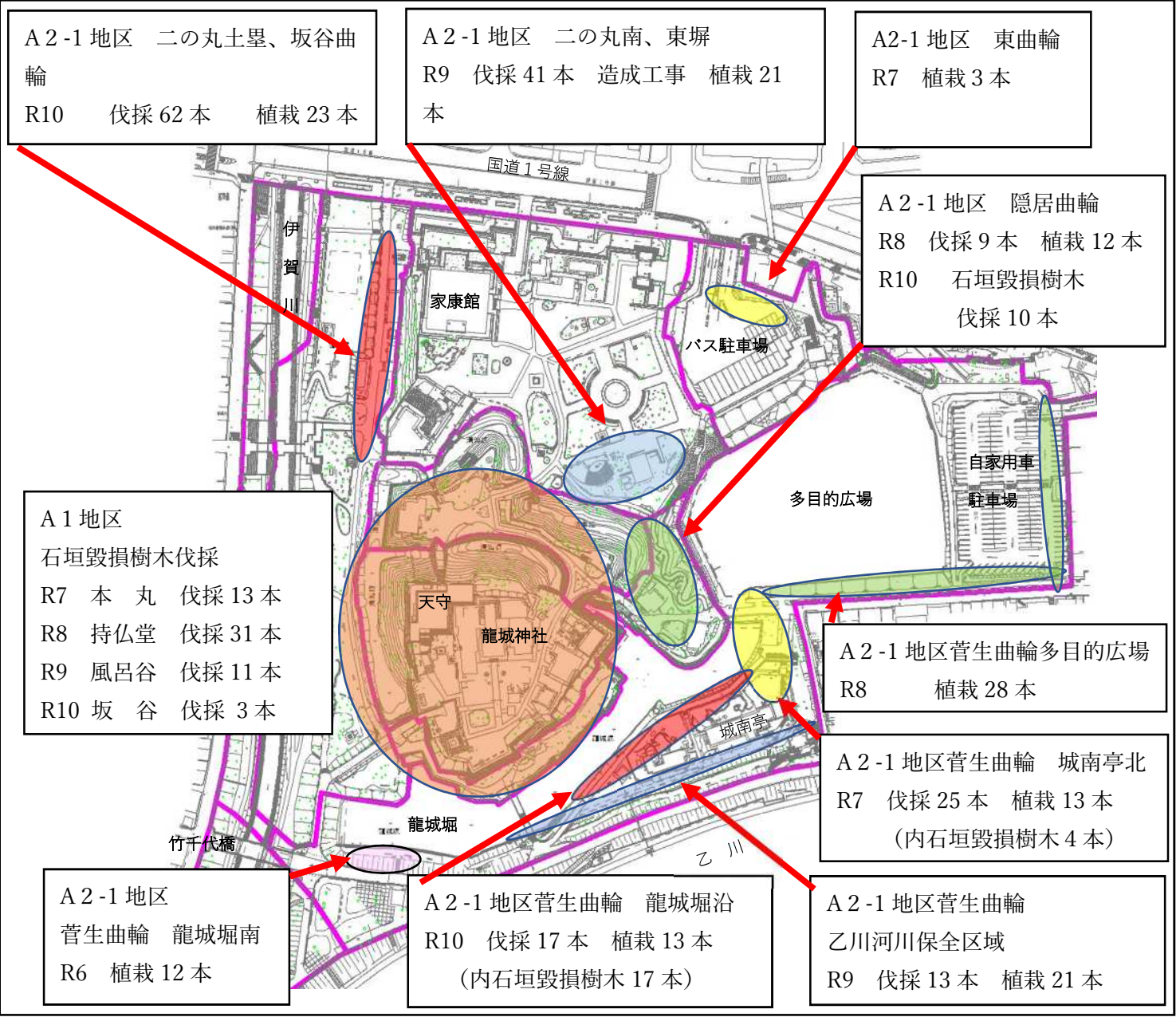
■ 地区及び曲輪毎のサクラの樹種別管理本数 単位：本

地区名	A1地区					A2-1地区						A2-2地区					合計
曲輪名	①本丸	②持仏堂曲輪	③風呂谷曲輪	④坂谷曲輪	計	④坂谷曲輪	⑤二の丸	⑥東曲輪	⑦菅生曲輪	⑧隠居曲輪	計	④坂谷曲輪	⑦菅生曲輪	⑨白山曲輪	⑩総構え	計	
サクラ樹種				1		2			1			3	2				
ソメイヨシノ	5	4	9	18	36	4	27	1	70	8	110	54	2	45	62	163	309
シダレ	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
エドヒガン	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
ヤマサクラ	0	1	0	0	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	4
カスミザクラ	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2
計	5	5	9	18	37	4	34	3	71	10	122	54	2	45	62	163	322

■ 植栽管理の実施による本数内訳 単位：本

地区名	A1地区					A2-1地区						A2-2地区					合計
曲輪名	① 本丸	② 持仏堂曲輪	③ 風呂谷曲輪	④ 坂谷曲輪	計	④ 坂谷曲輪	⑤ 二の丸	⑥ 東曲輪	⑦ 菅生曲輪	⑧ 隠居曲輪	計	④ 坂谷曲輪	⑦ 菅生曲輪	⑨ 白山曲輪	⑩ 総構え	計	
項目				1		2			1			3	2				
現在の管理本数①	5	5	9	18	37	4	34	3	71	10	122	54	2	45	62	163	322
枯損等伐採②	0	0	5	0	5	0	0	0	24	5	29	0	0	0	0	0	34
現状保存管理 ③＝①－②	5	5	4	18	32	4	34	3	47	5	93	54	2	45	62	163	288
新規植栽④	0	0	0	0	0	12	32	3	87	12	146	0	0	0	0	0	146
サクラ増減 ⑤＝④－②	0	0	-5	0	-5	12	32	3	63	7	117	0	0	0	0	0	112
新管理本数 ⑥＝③＋④	5	5	4	18	32	16	66	6	134	17	239	54	2	45	62	163	434

6. 年度別実施計画図



7. サクラ管理計画まとめ

(1) 年度別サクラ植栽本数

R6：12 本、R7：16 本、R8：40 本、R9：42 本、R10：36 本 計 146 本

(2) サクラ本数のまとめ

公園内のサクラは、植栽を推進することにより 146 本増加するが、枯損や石垣毀損等の理由により 34 本を伐採するため令和 10 年度時点で 434 本となる。しかし、434 本の内 201 本のサクラは河川区域にあるため、今後激減していくと考えられる。仮に令和 11 年度以降、植栽を継続しない場合、サクラは令和 30 年度（2048）には約 200 本となることが予想される。

(3) 年度別伐採本数（サクラ 34 本を含む）

伐採対象樹木：①石垣毀損樹木、②外来種、③サクラの連続性及び花の量を維持するために実施するサクラ植栽に支障となる樹木 R6：0 本、R7：38 本、R8：40 本、R9：65 本、R10：92 本 計 235 本

(4) 管理体制

現状のサクラ 288 本について、可能な限り現状保存的な管理を行うこととする。管理体制については、岡崎城公園は指定管理者施設であることから、4 サクラ管理の具体的な指針のうち、1～3 は指定管理者が実施し、4 は公園緑地課が担当する。岡崎城公園内の河川区域にあるサクラについては、1～4 を公園緑地課が担当する。